

主 文

- 1 原判決を破棄する。
- 2 被告人Aを罰金五万円に、同Bを罰金三万円に処する。
- 3 被告人らが右の各罰金を完納することができないときは、金二、五〇〇円を一日に換算した期間、当該被告人を労役場に留置する。
- 4 押収してある別紙一覧表記載の物件（当庁昭和四九年押第七九四号符号一ないし二八および三〇）を被告人Aから没収する。
- 5 原審および当審における訴訟費用は、全部被告人兩名の連帯負担とする。

理 由

本件控訴の趣意は、検察官の差し出した控訴趣意書記載のとおりであるから、これを引用する。

薬事法は、その六四条、五五条によつて、医療用具の製造業の許可を受けていない者が業として製造した医療用具につき、これを販売の目的で陳列することを禁止している。そして同法二条四項は、医療用具とは、「人若しくは動物の疾病の診断、治療若しくは予防に使用されること又は人若しくは動物の身体の構造若しくは機能に影響を及ぼすことが目的とされている器具器械であつて、政令で定めるものをいう」とし、これを受けて同法施行令一条は、医療用具を同令別表第一のとおりとすると定め、その別表第一は、衛生用品の項目の中に「性具」を掲げているのである。

被告人兩名は、共謀のうえ医療用具製造業の許可を受けていない者の製造した性具を販売目的で陳列したものであるとして起訴されたのであるが、原判決は、薬事法施行令別表第一にいう「性具」を「通常人が性交若しくは性交類似行為をなすに際し、性感を昂進させる目的で性器に付着し或いは性器に接触させて使用する器具」と定義すべきであるとし、一般性がないもの、すなわち通常人が性的行為に使用するものとはいえないものは性具に当たらないとの解釈のもとに、本件起訴にかかる陳列品は性具とは認められないとして、被告人らに対し無罪の言渡をしたのである。

しかしながら、右別表第一において医療用具の一項目として定められている衛生用品のうち、（一）月経処理用タンポン、（二）コンドーム、（三）避妊用具の各器具がいずれも通常の生理的現象に対応するものであるからといつて、次の（四）の性具もまた通常の生理的現象たる通常人の性的行為に関するものに限られると解すべき必然性はないし、当該器具が一般的、日常的に使用されるものでなくとも、社会を構成する人々の多種多様な生活の中で、ある一部の範囲において使用されることが予想され、かつそれを使用する人の身体等に障害を及ぼすおそれがあるとするれば、保健衛生上好ましくないのであるから、薬事法はその立法趣旨に鑑みても、当然そのような器具の製造や販売についてこれを規制の対象に含めているものと解さざるを得ない。

〈要旨〉そして、性具という字句の意義や、前記薬事法二条四項の規定の趣旨に徴すれば、薬事法施行令別表第一に〈要旨〉掲げる「性具」とは、人が性交若しくは性交類似行為（自慰を含む）に際し性感の刺激、増進ないし満足のために性器に付着あるいは接触させて使用することを目的とする器具をいうものと解するのが相当と思われる。

なお、この点に関する厚生省の従前からの行政解釈は、性具とは、主として性欲若しくは性的快楽の刺激、増進若しくは満足または自瀉に用いることが目的とされている器具類をいうものとしているが、右は、性器に対する付着、接触を要件として明確にしていない点で、十分なものとはいえない。

ところで、本件押収にかかる各証拠物中別紙一覧表記載の各物件は、その外観を見れば、それぞれ巧みに粉飾されていていかにも玩具的であるし、一般人に直ちに使用意欲を起させるといふものではなく、中にはそのままの形で使うとすれば危険感すら覚えさせるものもあつて、一般的な実用性に富むものと見がたいことは原判決の指摘するとおりであるが、厚生省薬務局薬事課課長補佐であつたCが原審証人として、また被告人Bが司法警察員に対する供述調書（一九八丁以下の分）の中で、それらの使用方法について説明するところに徴して、右の各証拠物をさらに仔細に検討し、かつ原審で取り調べたその他の関係各証拠および当審における事実取調の結果をも総合して考察すると、右の各証拠物は、そのままの状態ではもちろん、そうでないものでも、粉飾部分を取り外すとか、コンドームをかぶせるなど簡単な方法をとれば、性交若しくは性交類似行為（自慰を含む）に際し性器

